

# 森林保険の加入促進等に向けた商品・制度改定(案)について

## <現状・課題>

- 森林保険は「森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット」であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な公的保険制度として、着実な推進が必要。
- 行政改革・特別会計改革を経て、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行うとともに、成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献することが求められている。
- しかし、加入率は減少傾向で、平成27年度末には私有林人工林面積の9.3%まで低下しており、上記の位置付け・役割の達成が困難となるおそれ。（ピークは昭和59年度の32.2%）
- 現在の保険料率は、平成17年度以降見直されておらず、近年の災害状況を適切に反映していない懸念。
- こうした中、近年の災害状況の保険料率への適切な反映を行うとともに、被保険者へのサービス向上と加入促進の取組の強化等による、安定運営の確保が急務となっているところ。

## <対応>

中長期計画（平成28年3月策定）を踏まえ、契約者・被保険者へのサービス向上と保険運営の安定性確保の観点から、保険料率の見直しを含めた商品・制度改定を行う。改定の基本的な方向性と改定項目（案）は以下のとおり。

## <改定の方向性>

(1) 契約者・被保険者へのサービス向上

(2) 保険運営の安定性確保

改定項目(案)	改定のニーズ	改定のイメージ
① 複数契約の始期日の統一を可能とする仕組みの導入	同一の契約者が始期日が異なる複数の契約(保険期間は1年単位)を持つ場合は、頻繁に継続手続きや保険料の支払いが必要となり、非効率的。	1年未満の端数のある契約締結を可能とする。(複数契約の始期日の統一を可能とし、契約者の継続手続きの省力化に資する。)
② 前回証書あり割引(継続割引)の新設	満期後の契約が継続されないことが多く、加入率低下の一因となっている。	保険契約を継続する場合、保険料の割引を行う。前回契約の終期日から1年未満の間に再び締結した契約にも適用。
③ 花粉症対策苗木割引の新設	社会のニーズや政策の方向性に応じたサービス提供により、森林保険の独自性・特色を積極的にアピールすることが必要。	花粉症対策苗木を植栽した場合、初年度保険料の割引を行う。
④ 保険料率見直し期間のルール化	都道府県毎のリスク(事故率)に応じた保険料率を設定していることから、リスク実態の反映が適時に行われることが必要となるが、現在、保険料率見直し間隔に定めが無い。	一定の年数おきに保険料率の見直しを行う仕組みを導入。(リスクの適切な反映と、公平性の確保に資する。)
⑤ 年齢によるリスクの適切な保険料率への反映	年齢別のリスク(事故率)傾向が、保険料率に十分に反映されていない。(現行保険料率は20年生以下と21年生以上で区分)	事故率データを基に5年生以下と、6年生以上で保険料率を区分。(リスクの適切な反映と、公平性の確保に資する。)
⑥ 長期割引率の見直し	長期割引率の算定に用いている運用利率について、昨今の低金利への対応が必要。	運用利率の変更を実施。(長期契約による引受経費の削減分の割引については、引き続き適用。)

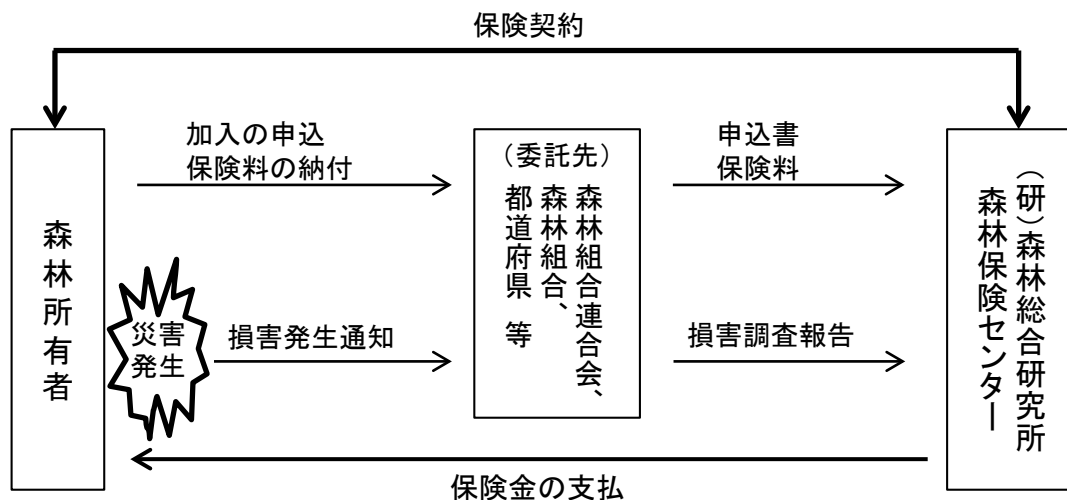
※改定案各項目の運用開始は、平成30年度を目処とし、今後、詳細検討・各種調整を進める。

# 森林保険制度の概要

## 1 制度の概要

創設	昭和12年
根拠法令	森林保険法、国立研究開発法人森林総合研究所法
保険者	国立研究開発法人森林総合研究所 * 森林保険業務については、保険料収入のみを原資として運営
被保険者	森林所有者
対象とする損害	火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災 * 森林について気象災・噴火災を対象とする民間の保険はなし

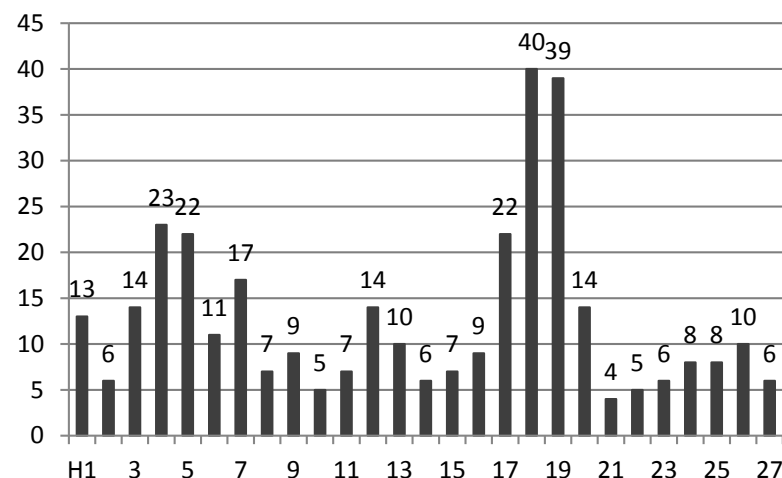
### 《保険契約・保険金支払の流れ》



## 2 実績(平成27年度)

保険料収入	17.2億円
加入面積	74.2万ha
加入率	9.3%
(民有林の人工林面積796万haに対する比率)	
積立金	219億円

(億円) 保険金支払額の推移



(注) 平成26年度までは移管前の森林国営保険事業での実績である。